

野洲市企業立地促進助成金（Q & A）

■基本的事項

- Q 1. 助成金の内容を教えてください。
- Q 2. 助成金の交付までの流れを教えてください。
- Q 3. 助成金の対象となる業種はどのように定められていますか。
- Q 4. 新設、増設、建替え、設備向上投資の違いを教えてください。
- Q 5. 工場等にはどのような施設が含まれますか。
- Q 6. 投下固定資産にはどのような資産が含まれますか。
- Q 7. 工事に着手していますが、助成対象事業として指定を受けることは可能ですか。
- Q 8. 工事期間が複数年に渡る事業でも、助成対象事業として指定を受けることは可能ですか。
- Q 9. 助成金を受けるために必要な指定要件を教えてください。
- Q 10. 「投下固定資産の取得に要した費用」に含まれる費用を教えてください。
- Q 11. 指定を受けようとする企業と同一企業としてみなされる会社の範囲を教えてください。
- Q 12. 親会社と子会社が共同で助成金の申請を行うことはできますか。
- Q 13. 同じ親会社を持つ複数の子会社が共同で助成金の申請を行うことはできますか。
- Q 14. 様式第 1 号野洲市企業立地促進助成金指定申請書に添付する「企業の資本関係が確認できる書類」とはどのような書類を用意すればよろしいでしょうか。
- Q 15. 指定を受けた申請内容に変更が生じた場合は、どのようにすればよろしいでしょうか。
- Q 16. 指定期間中に企業の合併（分割）が発生しました。存続企業に指定は継承されますか。
- Q 17. 完了報告はどのタイミングで行えばよろしいでしょうか。
- Q 18. 様式第 6 号野洲市企業立地促進助成金助成対象事業完了報告書に添付する「投下固定資産総額が確認できる資料」はどのような資料を準備すればよろしいでしょうか。
- Q 19. 助成金の交付申請書は毎年提出する必要がありますか。

■その他

- Q 20. I 型助成金の助成金交付期間が終了した後、続けて II 型助成金を利用することは可能ですか。
- Q 21. I 型助成金の利用後、助成金受取終了年度の翌年度から起算して 5 年度間は再度 I 型助成金の利用ができないとありますが、この期間中に次回の I 型助成金の利用に向けた指定を受けることは可能ですか。
- Q 22. この制度は他の国や県の助成制度と併用することは可能ですか。
- Q 23. 主業は卸売業ですが、取扱品を内製化するために工場を建設する場合は、助成金の対象となりますか。
- Q 24. 既存工場の改修に当たり、給排水設備やボイラー等の建物付属施設を新設する必要があります。設備向上投資の内容に含めることは可能ですか。
- Q 25. 既設の工場を購入した場合、助成金の対象として認められますか。
- Q 26. 福利厚生施設は助成金の対象として認められますか。

Q 1. 助成金の内容を教えてください。

A. 野洲市企業立地促進助成金はⅠ型助成金とⅡ型助成金の2種類の助成金から構成しています。内容は下記のとおりです。

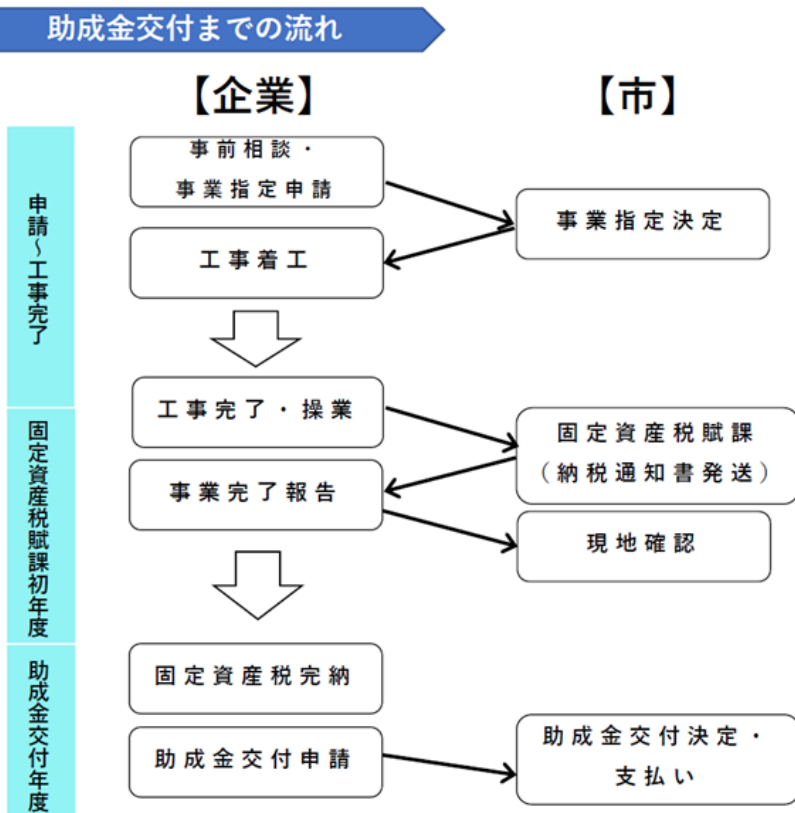
種類	助成対象	助成内容	交付期間	交付時期	助成金の制限
Ⅰ型助成金	新設、増設、建替えを行う工場等	投下固定資産（土地除く）に対して事業完了後賦課された各年度の固定資産税相当額の50%（年度上限1億円）	3年度間	投下固定資産に固定資産税が賦課される年度の翌年度	(1) Ⅰ型助成金を利用した企業は、助成金の受取終了年度の翌年度から起算して5年度間は再度Ⅰ型助成金の交付を受けることはできない。 (2) Ⅱ型助成金は、1企業1度のみ交付を受けることができる。 (3) Ⅰ型助成金とⅡ型助成金とは、併用して交付を受けることはできない。
Ⅱ型助成金	生産拡大を主とした設備向上投資	投下固定資産（土地除く）に対して事業完了後賦課された初年度の固定資産税相当額の25%（年度上限1億円）			

※Ⅰ型助成金は、毎年度の固定資産税相当額が変動するため、年度毎に助成金額が変動します。

Ⅱ型助成金は、初年度の固定資産税相当額から助成金額を確定させるので、助成金額は変動しません。

Q 2. 助成金の交付までの流れを教えてください。

A.



Q 3. 助成金の対象となる業種はどのように定められていますか。

A. 工場等で営む事業が、日本標準産業分類で掲げる次のいずれかの産業に該当しているかで判断します。

- ①日本標準産業分類において、大分類E 製造業に該当する産業
- ②日本標準産業分類において、大分類G 情報通信業に該当する産業
- ③日本標準産業分類において、大分類L 学術研究、専門・技術サービス業のうち小分類 711 自然科学研究所に該当する産業

Q 4. 新設、増設、建替え、設備向上投資の違いを教えてください。

A.

I 型助成金 対象	新設	市内に工場等を保有しない企業が、市内に工場等を新たに設置する場合
	増設	市内に工場等を保有する企業が、事業規模を拡大する目的で市内に工場等を設置する場合
	建替え	市内に工場等を有する企業が、その工場等の全部又は一部を除却し、市内に工場等を設置する場合
II 型助成金 対象	設備向上 投資	既に所有する工場等及び売買や賃貸借契約等により新たに確保した工場等に、改修や設備入替等の投資を実施する場合

Q 5. 工場等にはどのような施設が含まれますか。

A. 工場、研究所、事務所その他これらに類する施設（自己用倉庫、研修所、ユーティリティ施設等）が含まれます。

Q 6. 投下固定資産にはどのような資産が含まれますか。

A. 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 341 条に規定する家屋及び償却資産を指します。
土地は含まれません。

Q 7. 工事に着手していますが、助成対象事業として指定を受けることは可能ですか。

A. 着手済みの工事については、指定を受けることはできません。

Q 8. 工事期間が複数年に渡る事業でも、助成対象事業として指定を受けることは可能ですか。

A. 可能です。

Q 9. 助成金を受けるために必要な指定要件を教えてください。

A.

要件①	投下固定資産の取得に要した費用（消費税及び地方消費税を含む。）が 10 億円以上であること。
要件②	市税の滞納がないこと。
要件③	指定を受けようとする企業と会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 3 条及び第 3 条の 2 に規定する「子会社及び親会社」の関係にある企業は、同一企業として扱う。ただし、この場合の親会社は、指定を受けようとする企業を直接支配する企業が該当し、当該親会社より資本関係の上位にある会社は親会社としてみなさない。

※要件③については、Q11 で詳しく説明します。

Q10. 「投下固定資産の取得に要した費用」に含まれる費用を教えてください。

A. Q 6 で示す家屋、償却資産の取得に要した費用が該当し、土地の購入費用は含まれません。
ただし、土地に関係するもので、洪水調整池や工場内道路のアスファルト舗装など償却資産として計上されるものについては、「投下固定資産の取得に要した費用」に含まれます。

Q11. 指定を受けようとする企業と同一企業としてみなされる会社の範囲を教えてください。

A. Q 9 の要件③で示す内容です。会社法施行規則では親会社は子会社の財務及び事業の方針の決定を支配している企業が該当しますが、野洲市企業立地促進助成金の指定要件における親会社の定義は、助成金の申請者を直接支配する企業が該当し、その親会社傘下の資本関係にある子会社を同一企業としてみなします。

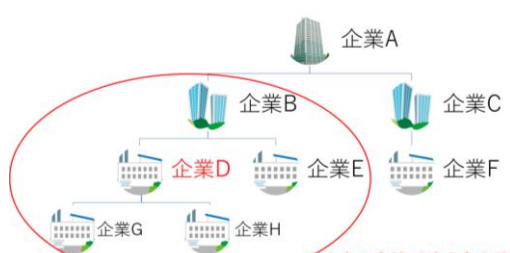
■野洲市企業立地促進助成金の指定要件における親会社及び同一企業について

ケース 1：企業 G が助成金を利用する場合



企業 G を直接支配する企業 D を親会社とし、企業 D 傘下の支配関係にある子会社を同一企業としてみなします。

ケース 2：企業 D が助成金を利用する場合



企業 D を直接支配する企業 B を親会社とし、企業 B 傘下の支配関係にある子会社を同一企業としてみなします。

同一企業とみなされた場合、Q 1 で示す助成金の制限事項については次の取扱いとなります。

上記ケース 1 の場合、助成金申請企業 G、親会社企業 D、同一企業 H

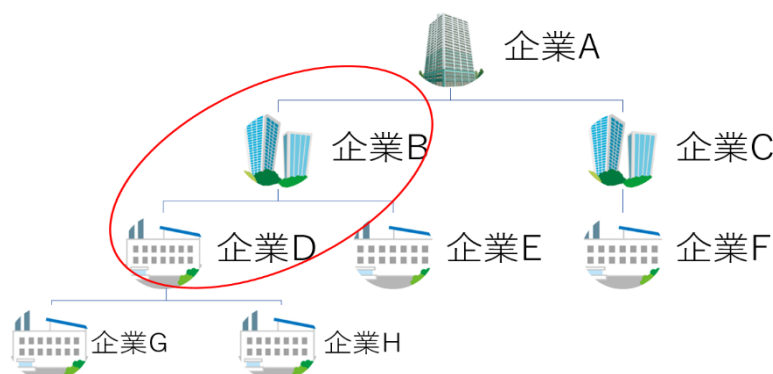
企業 G が I 型助成金を利用：企業 D、企業 H は企業 G の助成金受取終了後 5 年度間は I 型助成金を利用することはできません。

企業 G が II 型助成金を利用：企業 D、企業 H は新たに II 型助成金を利用できません。

Q12. 親会社と子会社が共同で助成金の申請を行うことはできますか。

A. Q11 で示す親子関係にある企業は、一団の土地で同時に事業投資を行う場合、共同で申請をすることが可能です。この場合、申請者の名義は親会社とします。

■共同申請が可能な企業

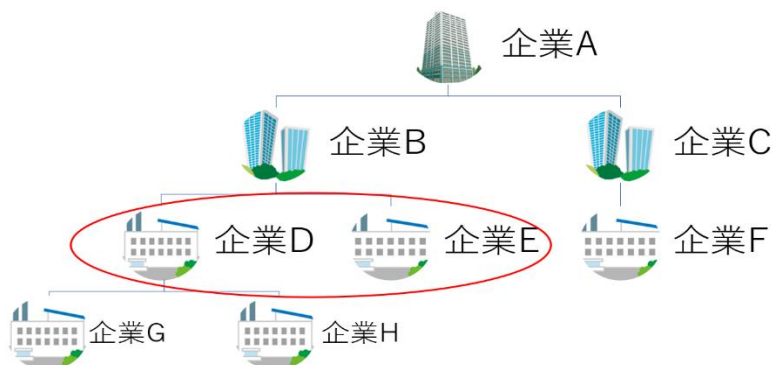


上記の企業グループの場合、企業Dは親会社である企業Bと助成金を共同で申請をすることが可能です。

Q13. 同じ親会社を持つ複数の子会社が共同で助成金の申請を行うことはできますか。

A. Q11 で示す同じ親会社（直接的支配関係にあるものに限る）を持つ企業は、一団の土地で同時に事業投資を行う場合、共同で申請をすることが可能です。この場合、申請者の名義は最も投下固定資産の取得額の多い企業とします。

■共同申請が可能な企業



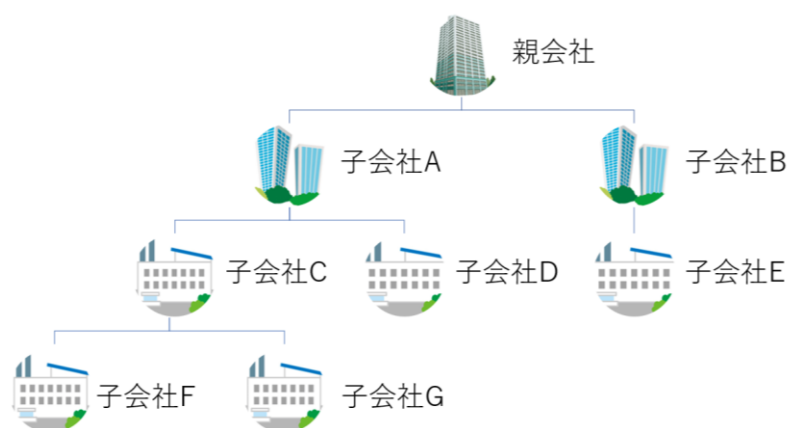
上記の企業グループの場合、企業Dと企業Eは同じ親会社（直接的支配関係にあるものに限る）Bを持つことから、助成金を共同で申請をすることが可能です。

Q14. 様式第1号野洲市企業立地促進助成金指定申請書に添付する「企業の資本関係が確認できる書類」とはどのような書類を用意すればよろしいでしょうか。

A. 申請者である企業が所属する企業グループの支配関係がわかる資料を用意してください。会社パンフレットや有価証券報告書内で同様の関係が分かる資料がある場合、その書類を添付いただくことが可能です。

なお、組織図に関連会社を記載いただく必要はありません。

■「企業の資本関係が確認できる書類」のイメージ



申請企業の企業グループ全体が
分かる組織図を示してください。

Q15. 指定を受けた申請内容に変更が生じた場合は、どのようにすればよろしいでしょうか。

A. 様式第4号野洲市企業立地促進助成金指定内容変更申請書を提出してください。

なお、代表者の変更や資本金の変動等、指定を受けた助成対象事業の内容に影響を及ぼさない軽微な変更は手続き不要です。

Q16. 指定期間中に企業の合併（分割）が発生しました。助成金の指定は継承されますか。

A. 継承されます。指定を受けていた企業に合併、分割、または指定事業の譲渡が発生した場合、指定事業を承継した法人または指定事業の譲渡を受けた法人は、指定企業の地位を承継することができます。この場合、地位を承継した企業は、承継理由及び承継年月日を記載した書面に当該承継を証明する書類を添えて市長に提出する必要があります。

Q17. 完了報告はどのタイミングで行えばよろしいでしょうか。

A. 野洲市企業立地促進助成金では、操業開始後、初めて固定資産税が賦課されるタイミングで事業の完了報告を提出していただくことになっています。完了報告は、様式第6号「野洲市企業立地促進助成金助成対象事業完了報告書」に必要書類を添付して提出してください。

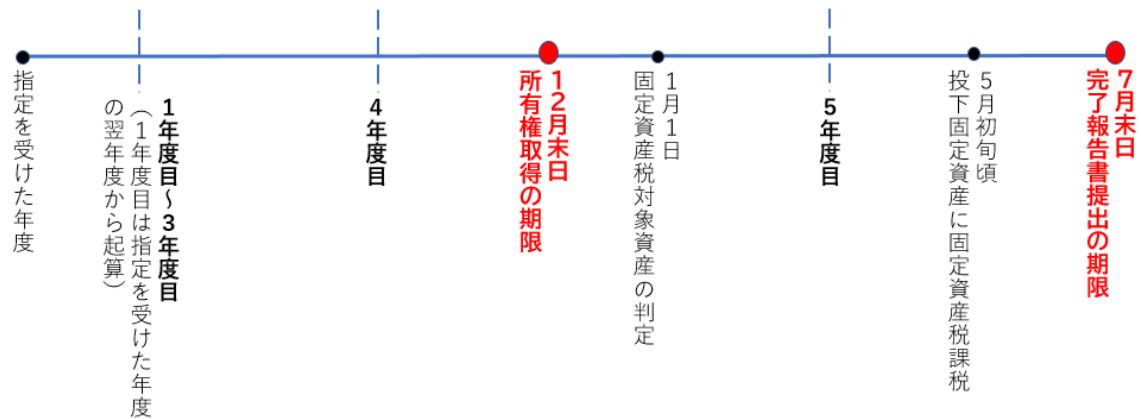
ただし、企業は指定を受けた日の翌年度から起算して5年度目の7月末日までに事業の完了報告を市長に提出する必要があり、この期日までに完了報告が提出されない場合、指定は取り消されます。

■事業指定から完了報告書提出までの期間について

完了報告は、操業開始後、初めて固定資産税が賦課される年度の7月末日までに提出していただくことになります。

複数年度に渡る事業と完了報告までの流れは次の図のとおりです。

なお、固定資産税は1月1日時点の所有資産に課税されるため、5年度目に完了報告書を提出する場合、4年度目の12月末日までに投下固定資産の所有権を得る必要があります。



Q18. 様式第6号野洲市企業立地促進助成金助成対象事業完了報告書に添付する「投下固定資産総額が確認できる資料」はどのような資料を準備すればよろしいでしょうか。

A. 領収書、契約書の写しなどをご準備ください。

Q19. 助成金交付申請書は毎年提出する必要がありますか。

A. 助成金の交付期間中は毎年度提出してください。

Q20. I型助成金の助成金交付期間が終了した後、続けてII型助成金を利用することは可能ですか。

A. 可能です。また、II型助成金を利用した後にI型助成金を続けて利用することも可能です。

Q21. I型助成金の利用後、助成金受取終了年度の翌年度から起算して5年度間は再度I型助成金の利用ができないとありますが、この期間中に次回のI型助成金の利用に向けた指定を受けることは可能ですか。

A. 可能です。

Q22. この制度は他の国や県の助成制度と併用することは可能ですか。

A. 可能です。国や県の助成制度との併用であっても、本制度は利用いただけます。

ただし、国や県の制度の方で併用を認めていない可能性がありますので、本制度と他制度の併用を希望される場合は、国や県の所管部署に事前に確認をお願いします。

Q23. 主業は卸売業ですが、取扱品を内製化するために工場等を建設する場合は、助成金の対象となりますか。

A. 本制度は投資計画単位で判断するため、建設する工場等がQ3に挙げた業種に該当するのであれば助成金の対象となります。

Q24. 既存工場の改修に当たり、給排水設備やボイラー等の建物附属施設を新設する必要があります。設備向上投資の内容に含めることは可能ですか。

A. 投資内容によっては認められます。

設備向上投資は既存設備の改修や設備入替を対象としていますが、既存施設の能力向上のため、どうしても新しい施設が必要な場合は設備向上投資として認めることが可能ですので、あらかじめお問合せください。

ただしこの場合、既存施設への設備改修の投資金額が7割以上を占めている必要があります。なお、Ⅰ型助成金を利用する場合は、既存施設の改修や設備入替を助成対象に含めることはできません。

Q25. 既設の工場を購入した場合、助成金の対象として認められますか。

A. 既設の工場を購入した場合、工場については助成金の対象として認められません。

建物に対する改修や設備の入替については、設備向上投資としてⅡ型助成金の対象となります。

Q26. 福利厚生施設は助成金の対象として認められますか。

A. 認められます。

ただし、福利厚生施設の取得費用は投下固定資産の取得に要した費用に算入することはできません。指定要件を満たすためには、福利厚生施設の取得に要する費用以外で10億円以上の金額を確保いただく必要があります。